議員提出議案第3号

主要農作物種子法にかわる県条例の制定等を求める意見書について

このことについて、生駒市議会会議規則第13条の規定により、上記の議案を 提出する。

令和2年3月 日

提出者 浜田佳資

賛成者 吉波伸治

" 竹内ひろみ

主要農作物種子法にかわる県条例の制定等を求める意見書

平成30年4月、主要農作物種子法(以下、「種子法」という。)が廃止された。 種子法は、稲、麦及び大豆の優良品種の品種開発並びに安定供給を行うために国 や都道府県の責任を規定したもので、計画的に種子を生産し地域の特性にあった優良 品種が安価に農家へ供給され、農業者には優良で安価な種子が、消費者には安心でお いしい米などが安定的に供給されてきた。

しかし、種子法廃止で都道府県が行ってきた種子の改良や安定供給の法的な裏付けがなくなり、生産の不安定化、種子価格の高騰並びに地域の特性に合った品種開発の断絶及び地域の共有財産である種子の独占による弊害が懸念されている。

奈良県は種子法廃止に伴い、種子生産に関する審査及び証明業務を奈良県米麦改良協会へ移管したが、他県では種子の開発及び生産等を奨励する独自条例を制定する自治体が増えている。

将来にわたって奈良県の農家が安心して生産及び供給を続け、消費者の食の安全の根幹である地域の農業を守るためには、これまでの種子法に基づいた奈良県の取組が後退しないように、予算措置の確保とその法的裏付け等、万全な対策が求められる。 以上の趣旨から、奈良県に対し、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 種子法廃止に伴い、奈良県米麦改良協会へ移管した種子生産に関する審査及び証明業務を奈良県に戻すこと。
- 2 種子法によって守られていた種子の開発、生産及び供給の体制を維持するために 県条例を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

生 駒 市 議 会